

歯科用パノラマX線撮影装置  
賃貸借契約に係る仕様書

令和8年2月18日

国立障害者リハビリテーションセンター

## 歯科用パノラマX線撮影装置賃貸借契約 仕様書

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）における歯科用パノラマX線撮影装置賃貸借業務一式（以下「業務」という。）については、本仕様書に基づき実施するものとする。なお、本仕様書は業務仕様の大要を示すものであり、本仕様書に記載のない事項については、センターと協議の上、実施するものとする。

### 1 業務内容

- (1) 受注者は、2に記載のものと同等以上の品質を有する物品をセンターに貸与する。  
なお、契約金額には納入場所までの運搬に要する費用を含めるものとする。
- (2) 想定機種以外の同等品については、承認を得ることとし、承認を得ていない場合は入札に参加することができない。
- (3) 受注者は、物品の納入に当たっては使用者に使用方法、緊急時・故障時の連絡方法等について十分に説明し、印刷物として物品に添付するものとする。

### 2 物品の要件

各物品の構造は、以下の要件を満たすこと。また、各物品は撮影用コンソールPCの付属品を含むものであること。また配送、搬入、組立、据付、接続、調整、説明及びこれらに係る工事・作業を含むこと。

#### (1) 歯科用パノラマX線撮影装置

想定機種： HYPER-G CM（朝日レントゲン工業株式会社）

- ・ 導入装置は歯科用パノラマX線撮影装置であること。
- ・ 撮影モードはパノラマ、上顎洞、顎関節4分割(側面)、顎関節2分割(正面)、の撮影ができること。
- ・ 大人から子供、また坐位や車椅子などあらゆる状態での被検者の撮影に対応できるよう上下ストロークが広く、固定椅子を設置しておらず、パノラマ撮影用チンレスト位置での最下点が91cm以下であること。
- ・ 高電圧発生方式は高周波インバータ方式であること。
- ・ 管電圧範囲は最低電圧60kV、最高電圧は90kVとし、あらゆる年齢、体格の被検者、撮影部位、撮影モードに対し最適な撮影条件を設定できること。管電流範囲は最低電流2mA、最高電流12mAとし、あらゆる年齢、体格の被検者、撮影部位、撮影モードに対して最適な撮影条件を設定できること。
- ・ X線受像部はCMOSセンサーであること。
- ・ セファロ機構は装置に向かって左右両方どちらでも取付（後付）可能であること。
- ・ パノラマ用・セファロ用で別々のセンサーを有していること。（セファロ用は取付し

た場合)

- ・ パノラマ撮影時間は12秒以下で、7秒以下の高速モードを有していること。
- ・ より鮮明な画像を取得できるよう、1回の撮影で断層幅30mmの画像データを取得でき、そこから1mm間隔で画像を選択できる機能を有すること。
- ・ パノラマ画像からデンタル画像を切り出しする機能を有していること。
- ・ 被検者ポジショニング用として、3方向のビームの使用により、容易に被検者を適正かつ再現性に優れたポジショニングが行えること。
- ・ 被検者の必要に応じて立位、坐位にて撮影が可能なこと。
- ・ 撮影データは、病院内ネットワークに接続でき、DICOMデータとしてPACSヘデータ保存が可能なこと。又、PACSビューアーにて画像表示が可能なこと。
- ・ 撮影オーダーは、RISとの連携が出来ること。
- ・ 要望に応じてソフト改善が可能なこと。

### 3 その他

- ・ 賃貸借予定機器は、意思表示時点で製品化されていること。
- ・ 搬入、接続、調整及び既存装置の搬出は落札業者の負担にて行うこと（既存品がない場合又は廃棄についての取り決めがある場合を除く。）。
- ・ 納入の際は現場責任者又はその代理の者及び検査員又はその補助者のもとで検収を受けること。
- ・ センターが障害を持った者を対象とした施設であることを十分認識し、機器の運搬等業務の実施に当たっては、廊下及びホール等に運搬物等を放置しないよう、特段の注意を払わなければならない。
- ・ 検収における納品は、使用に供する状態であることを確認した上で完了とみなすので注意すること。
- ・ 調達物品についての取扱いについては、当院の関係する職員に対し十分な説明を行うこと。
- ・ 設置する場所は、当院が指定した場所に設置すること。また、設置する日は、現場と調整して納入期限までの指示された日に行うこと。
- ・ 配線や電源の位置、各種システム等への接続又はその他設置場所において、工事又は作業が必要な場合は事前にこれを確認し、病院側と協議の上納入時まで完了させておくこと。なお、納入の際における一切の追加費用は認めないので注意すること。
- ・ 導入する装置は、導入時に薬事承認がとれた製品であること。（医療機器以外は除く）
- ・ 機器の設置及び更新に際し、申請や届出書類の作成が必要な場合は、関係する部署と連絡を取り合い、その協力を行うこと。
- ・ 導入後1年間は保証期間とし、不意の故障又は破損及びその他機器に必要な調整に対して落札業者及び導入機器メーカーは無償で対応すること。また、その連絡先や連絡

方法について明示しておくこと。

- 当機器が、他の機器・ネットワーク等と接続して使用する場合又は他からの不正なアクセス等が想定される場合は、想定されるネットワーク使用環境等を踏まえてサイバーリスクを含む危険性を評価・除去し、防護するリスクマネジメントを行い、利用者に対する必要な情報提供や注意喚起を行うとともに、必要な連携を図るなどの適切な対策を行うこと。